



熊本県公報

第 1 2 4 9 9 号
平成 28 年 3 月 4 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程	(危機管理防災課)	1
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(//)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(//)	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(//)	9
○道路の区域変更	(道路保全課)	9
○道路の区域変更	(//)	9
○道路の供用開始	(//)	10
○道路の供用開始	(//)	10
○道路の供用開始	(//)	10
○道路の供用開始	(//)	11
○道路の供用開始	(//)	11
○道路の位置指定	(建築課)	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//)	11
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	12
○肥料登録失効	(//)	12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	12
○換地処分	(農地整備課)	12
○換地処分	(//)	13
○換地処分	(//)	13
○換地処分	(//)	13
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	13
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//)	14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//)	14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//)	14
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//)	15
○道路の位置指定	(//)	15
○平成 28 年度前期技能検定の実施	(産業人材育成課)	15
○平成 28 年度技能検定随時 3 級等の実施	(//)	18
○換地処分	(農地整備課)	19
登 載 依 頼		
○くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域 連携推進協議会の開催	(くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会)	19
○公示送達	(収用委員会)	19
○宝石さんごの採捕制限	(天草不知火海区漁業調整委員会)	20
○熊本県立装飾古墳館協議会の開催	(装飾古墳館協議会)	20
○熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所 管区域又は警備区域の一部改正	(警察本部地域課)	20

告 示

熊本県告示第 209 号
 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成 28 年 3 月 4 日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県防災行政無線管理規程（昭和53年熊本県告示第1038号）の一部を次のよう
に改正する。

第4条第5号中「地球局」を「無線局」に改める。

別表第1中「大字辺田見406番地1」を「大字辺田見169番地」に、

熊本県中松（阿蘇山上事務所）防災行政 連絡所	阿蘇郡南阿蘇村大字中松3845番地1 9
---------------------------	-------------------------

を

熊本県中松（阿蘇山上事務所）防災行政 連絡所	阿蘇郡南阿蘇村大字中松3845番地1 9
熊本県春日（熊本地方气象台）防災行政 連絡所	熊本市西区春日二丁目10番1号

に改める。

別表第2の2の表中「古石国有林436口林小班」を「古石国有林1436口林小班外
1」に、「有明町上津浦5593番地2」を「有明町上津浦字三方杉5593番5」に、
「深海町2436番地4の一部」を「深海町字芝ノ鳥2436番4」に改める。

別表第2の4の(2)のイの表中

地球局	L A S C O M熊本県熊本スー パーバード可搬地球V51	熊本県中松（阿蘇山上事 務所）防災行政連絡所	阿蘇山上事務所 長
-----	------------------------------------	---------------------------	--------------

を

地球局	L A S C O M熊本県熊本スー パーバード可搬地球V51	熊本県中松（阿蘇山上事 務所）防災行政連絡所	阿蘇山上事務所 長
固定局	防災熊本気象	熊本県春日（熊本地方気 象台）防災行政連絡所	熊本地方气象台 観測予報管理官

に改める。

別表第2の6の(1)の表中「東陽町馬石国有林一六林班イ小班」を「東陽町河俣字折渡
3910-14」に改める。

附 則

この規程は、平成28年3月4日から施行する。

熊本県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援
事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
医療法人美里み どり会	居宅介護支援事 業所 間部病院	下益城郡美里町 永富328番地	平成28年 3月14日	居宅介護支援

熊本県告示第211号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障
害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定によ
り公示する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類

ささえあいの御船 上益城郡御船町 大字豊秋202 1番地	一般社団法人偕倅社 上益城郡御船町大字 豊秋2021番地 尾場瀬 輝雄	平成28年3 月1日	4351400108	指定放課後 等デイサー ビス
---------------------------------------	--	---------------	------------	----------------------

熊本県告示第212号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町今泉字御手水4094番1、4103番11、字経留4105番、4106番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字御手水4094番1・4103番11・字経留4105番・4106番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桜ヶ水川本流-2	菊池市旭志麓	別図1のとおり	土石流
狐塚川1-2	菊池市旭志麓	別図2のとおり	土石流
狐塚川2	菊池市旭志麓	別図3のとおり	土石流
南桜ヶ水川2	菊池市旭志麓	別図4のとおり	土石流
米井川	菊池市旭志弁利	別図5のとおり	土石流
日向-4	菊池市下河原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
蛇原川	菊池市四町分	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
谷山川-1	菊池市旭志弁利	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
谷山川-2	菊池市旭志弁利	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
桜ヶ水川	菊池市旭志麓	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
桜ヶ水川本流-1	菊池市旭志麓	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
狐塚川 1-1	菊池市旭志麓	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
井川谷川	菊池市旭志麓	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
大谷川	菊池市旭志弁利	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
石倉川	菊池市旭志弁利	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
岩見戸川	菊池市旭志弁利、麓	別図 10 のとおり	土石流	別図 10 のとおり
岩見戸川 1	菊池市旭志麓	別図 11 のとおり	土石流	別図 11 のとおり
中原-1	菊池市下河原	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
中原-2	菊池市下河原	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
中原-3	菊池市下河原	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
木柑子-1	菊池市木柑子	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
木柑子-2	菊池市木柑子	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
木柑子-3	菊池市木柑子	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
木柑子-4	菊池市木柑子	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
木柑子-5	菊池市木柑子	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
木柑子-6	菊池市木柑子	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
木柑子-7	菊池市木柑子	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
日向-1	菊池市下河原	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

日向-2	菊池市下河原	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
日向-3	菊池市下河原	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
日向-5	菊池市下河原	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
北住吉-1	菊池市泗水町住吉	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
北住吉-2	菊池市泗水町住吉	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり

(別図 1 から別図 2 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市原川-1	南小国町赤馬場	別図 1 のとおり	土石流
市原川-3	南小国町赤馬場	別図 2 のとおり	土石流
和田川	南小国町中原	別図 3 のとおり	土石流
中村川 1	南小国町赤馬場	別図 4 のとおり	土石流
赤馬場川	南小国町赤馬場	別図 5 のとおり	土石流
中原川 1	南小国町中原	別図 6 のとおり	土石流
瓜上川-3	南小国町中原	別図 7 のとおり	土石流
二又川-2	南小国町中原	別図 8 のとおり	土石流
城の尾川 1	南小国町中原	別図 9 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 9 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 8 年 3 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
矢津田－1	南小国町赤馬場	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
矢津田－2	南小国町赤馬場	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
市原川－2	南小国町赤馬場	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
黒原川	南小国町赤馬場	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
中村川2	南小国町赤馬場	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
志賀瀬川2	南小国町赤馬場	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
志賀瀬川3	南小国町赤馬場	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
中原川2	南小国町中原	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
樋の口川	南小国町中原	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
古賀川	南小国町中原	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
矢田原川	南小国町中原	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
湯田川	南小国町中原	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
小波瀬川	南小国町中原	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
水口川	南小国町中原	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
戸無川1	南小国町赤馬場	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
戸無川2	南小国町赤馬場	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
黄川	南小国町赤馬場	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
滝の口川	南小国町赤馬場	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
米山川	南小国町中原	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
落見川1	南小国町中原	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
菰田川支川	南小国町中原	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり
落見川2	南小国町中原	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり

瓜上川－1	南小国町中原	別図 2 3 のとおり	土石流	別図 2 3 のとおり
瓜上川－2	南小国町中原	別図 2 4 のとおり	土石流	別図 2 4 のとおり
瓜上川－4	南小国町中原	別図 2 5 のとおり	土石流	別図 2 5 のとおり
湯田川 1	南小国町中原	別図 2 6 のとおり	土石流	別図 2 6 のとおり
二又川－1	南小国町中原	別図 2 7 のとおり	土石流	別図 2 7 のとおり
二又川－3	南小国町中原	別図 2 8 のとおり	土石流	別図 2 8 のとおり
湯田川	南小国町中原	別図 2 9 のとおり	土石流	別図 2 9 のとおり
桶の口川－1	南小国町中原	別図 3 0 のとおり	土石流	別図 3 0 のとおり
桶の口川－2	南小国町中原	別図 3 1 のとおり	土石流	別図 3 1 のとおり
城の尾川 2	南小国町中原	別図 3 2 のとおり	土石流	別図 3 2 のとおり
矢津田 1－1	南小国町赤馬場、 小国町宮原	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
矢津田 1－2	南小国町赤馬場	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
矢津田 2	南小国町赤馬場	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
脇戸－1	南小国町赤馬場	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
脇戸－2	南小国町赤馬場	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
脇戸－3	南小国町赤馬場	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
矢津田 3－1	南小国町赤馬場	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
矢津田 3－2	南小国町赤馬場	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
矢津田 3－3	南小国町赤馬場	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
矢津田 3－4	南小国町赤馬場	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
矢津田上 1	南小国町赤馬場	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
杉田上	南小国町赤馬場	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
市原－1	南小国町赤馬場	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
市原－2	南小国町赤馬場	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり

馬場	南小国町赤馬場	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
上町ー 1	南小国町赤馬場	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
上町ー 2	南小国町赤馬場	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
竹の熊	南小国町赤馬場	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
山ノロー 1	南小国町赤馬場	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
山ノロー 2	南小国町赤馬場	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
上杉田	南小国町赤馬場	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
矢津田	南小国町赤馬場	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
赤馬場 1	南小国町赤馬場	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
市原	南小国町赤馬場	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
陣内 1	南小国町赤馬場	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
陣内 2ー 1	南小国町赤馬場	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
陣内 2ー 2	南小国町赤馬場	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
年手	南小国町赤馬場	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
布目 1	南小国町赤馬場	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
布目 2	南小国町赤馬場	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
関の本	南小国町赤馬場	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
田中	南小国町赤馬場	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり

(別図 1 から別図 6 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 1 7 号

平成 2 6 年 1 月 2 1 日熊本県告示第 3 7 号 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定) で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項及び第 9 条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 8 年 3 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花園6丁目	熊本市西区花園六丁目、花園七丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花園6丁目	熊本市西区花園六丁目、花園七丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町東添浦 4843番2地先から 天草市久玉町小松崎 3993番2地先まで	前	6.3 ～ 10.3	111.0	単橋改 (仮設 道路の 撤去)
			後	9.6 ～ 15.6	66.0	

2 区域を変更する期日 平成28年3月4日

熊本県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	267号	人吉市古仏頂町字今山 1161番1地先から 人吉市古仏頂町字野平 2030番1地先まで	前	9.1 ～ 17.5	206.0	防交安（ 災害防除）
			後	10.8 ～ 102.3	206.0	

2 区域を変更する期日 平成28年3月4日

熊本県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代市東陽町小浦 658番地先から 同所 664番地先まで	110.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年3月4日

熊本県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	玉名市天水町小天字八鉾 7010番1地先から 玉名市天水町小天字本田 4034番地先まで	257.4	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成28年3月10日

熊本県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町字八呂古 6120番3地先から 天草市宮地岳町字中村 6180番2地先まで	94.8	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年3月4日

熊本県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町池田 667番1地先から 同所 690番3地先まで	77.6	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年3月4日

熊本県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年3月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	畑中山鹿線	山鹿市山鹿字永田 843番3地先から 山鹿市山鹿字皆本 913番1地先まで	95.6	24条工 事

2 供用を開始する期日 平成28年3月4日

公 告

熊本県公告第164号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区平成三丁目16番27号
- 2 築造者の氏名 株式会社九建ホーム
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字惣領字西大道1607番4
- 4 道路の幅員 4.01メートル
- 5 道路の延長 68.58メートル
- 6 指定年月日 平成28年2月4日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第86号

熊本県公告第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字土山2803番1、同2812番、同2815番1、同2816番1、同2817番1並びに里道及び水路
4,479.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市東区長嶺南八丁目8番55号
株式会社アネシス

熊本県公告第166号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1312号	炭酸カルシウム肥料	10.0 炭酸苦土 石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	三光礫業株式会社 熊本県宇城市豊野町糸石2745番地	平成34年2月24日

熊本県公告第167号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	失効した年月日
熊本県肥第1313号	炭酸カルシウム肥料	6.0 炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 53.0 可溶性苦土 : 6.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	三光礫業有限会社 熊本県宇城市豊野町糸石2745番地	平成28年1月1日

熊本県公告第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積（2工区）
 菊池郡大津町大字室字北出口1398番1、同1399番、同1400番1の一部、同1400番8、同1404番1の一部、同1405番1の一部、同1406番、同1407番1、同字桜山1408番1、同1409番、同1409番2、同1409番3、同1410番、同1411番1の一部、同1411番3、同1415番1の一部、同1416番1の一部、同1416番2の一部、同1416番3の一部、同1417番、同1418番の一部及び同1419番の一部
 33, 530.70平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 宇城市松橋町曲野2942番地1
 株式会社永井運送

熊本県公告第169号

県営南関東地区（堂出換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第170号

県営和水西部地区（竹本換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第171号

県営菊池東部2期地区（麦迫換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第172号

県営菊池東部2期地区（中原換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第173号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道 路	上益城中央2期地 区（田口工区）	平成23年3月18日	平成24年3月28日	熊本県
農業用道 路	上益城中央2期地 区（世持工区）	平成22年9月8日	平成24年3月28日	熊本県

熊本県公告第174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー・キッド八代高田店
八代市高下西町1743
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住所
株式会社アレス 代表取締役 蒲原 晴生	熊本市北区楠七丁目8番10号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年10月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,240平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物西側 43台
第2駐車場 建物西側 17台
合計 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北西側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 47.9平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物保管庫(1) 建物南側 6.0立方メートル
廃棄物保管庫(2) 建物南側 6.0立方メートル
廃棄物保管庫(3) 建物南側 6.0立方メートル
合計 18.0立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
第1駐車場 1箇所 建物敷地南西側 (出口専用)
第2駐車場 1箇所 建物敷地西側 (入口専用)
合計 2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後2時まで
- 7 届出年月日
平成28年2月17日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成28年3月4日から平成28年7月4日まで

熊本県公告第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字入道水3284番1の一部、同字柿鶴2762番13及び水路の一部
455.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1167番地9 パークサイドヴィラA101号
小川 元太、小川 朱美

熊本県公告第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字孤平1519番、同1558番、同1559番、同1560番、同1561番、同1562番、同1563番1、同1563番2、同1564番、同1565番、同1566番、同1567番3、同1567番6、同1567番7、同1568番2、同1568番3、同1568番4、里道の一部及び水路の一部
18,386.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字大津1438番地9
有限会社アイビー土地
菊池郡大津町大林1380番地1
有限会社金銀土地

熊本県公告第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字小池821番12
297.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2234-2 2棟202号
藤居 昭廣

熊本県公告第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原964番9及び同968番13
337.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池市泗水町吉富30番地1 サン・フラワーK205
松塚 順一朗

熊本県公告第179号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市黒川字山下1708番1、同1748番及び水路の一部
22,343.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
阿蘇市狩尾字日下1798番地9
社会福祉法人 熊本YMCA福祉会

熊本県公告第180号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 合志市須屋293番地6
- 2 築造者の氏名 田中早苗
- 3 道路の位置 合志市須屋字櫛山1448番31、同1448番34及び同1448番35
- 4 道路の幅員 4.82メートルから4.85メートルまで
- 5 道路の延長 19.34メートル
- 6 指定年月日 平成28年2月23日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第212号

熊本県公告第181号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成28年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施職種
 - (1) 1級及び2級
造園(造園工事)、金属熱処理(一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理)、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタ)、放電加工(数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工)、金属プレス加工(金属プレス)、鉄工(構造物鉄工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て(電子機器組立て)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て)、建設機械整備(建設機械整備)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作)、家具製作(家具手加工及び家具機械加工)、建具製作(木製建具手加工及び木製建具機械加工)、印刷(オフセット印刷)、プラスチック成形(射出成形)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石張り)、とび(とび)、左官(左官)、ブロック建築(コンクリートブロック工事)、タイル張り(タイル張り)、畳製作(畳製作)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、表装(壁装)、塗装(建築塗装及び金属塗装)、フラワー装飾(フラワー装飾)
 - (2) 3級
園芸装飾(室内園芸装飾)、金属熱処理(一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理)、造園(造園工事)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ)、機械検査(機械検査)、電子機器組立て(電子

- 機器組立て)、建築大工(大工工事)、ブロック建築(コンクリートブロック工事)、化学分析(化学分析)、フラワー装飾(フラワー装飾)
- (3) 単一等級
 - 枠組壁建築(枠組壁工事)
- 2 試験の方法
 - 実技試験及び学科試験
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
 - (1) 実技試験
 - ア 実技試験の手数料 17,900円(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練を受けている者(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者(以下「短期課程等訓練生」という。)を除く。)、同法第25条の職業訓練施設において職業訓練を受けている者(短期課程等訓練生及び就職している者を除く。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校に在学している者その他知事が認める者が3級を受検する場合にあっては、11,900円)
 - イ 実施期日
 - 実技試験は、平成28年6月2日から平成28年9月7日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 - ウ 実施場所
 - 実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
 - エ 問題の公表
 - 実技試験の問題は、平成28年5月26日に熊本県職業能力開発協会から公表する。
 - (2) 学科試験
 - ア 学科試験の手数料 3,100円
 - イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
3 級	園芸装飾(室内園芸装飾)、造園(造園工事)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ)、機械検査(機械検査)、電子機器組立て(電子機器組立て)、建築大工(大工工事)、ブロック建築(コンクリートブロック工事)、化学分析(化学分析)、フラワー装飾(フラワー装飾)	平成28年7月17日
1 級及び2 級	造園(造園工事)、金属熱処理(一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化处理)、金属プレス加工(金属プレス)、プラスチック成形(射出成形)、とび(とび)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)、塗装(建築塗装及び金属塗装)	平成28年8月21日
3 級	金属熱処理(一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化处理)	
1 級及び2 級	機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタ)、鉄工(構造物鉄工)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て(電子機器組立て)、建設機械整備(建設機械整備)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作)、家具製作(家具手加工及び家具機械加工)、建具製作(木製建具手加工及び木製建具機械加工)、印刷(オ	平成28年8月28日

	フセット印刷)、左官(左官)、畳製作(畳製作)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事)	
1 級及び 2 級	放電加工(数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て)、強化プラスチック成形(手積み積層成形)、石材施工(石張り)、ブロック建築(コンクリートブロック工事)、タイル張り(タイル張り)、熱絶縁施工(保温保冷工事)、表装(壁装)、フラワー装飾(フラワー装飾)	平成 28 年 9 月 4 日
単一等級	枠組壁建築(枠組壁工事)	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会
 熊本県上益城郡益城町田原 2081-10 電子応用機械技術研究所内
 電話 096-285-5818

(3) 受付期間

平成 28 年 4 月 4 日から平成 28 年 4 月 15 日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

イ 申請書の郵送を求むる場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

エ 郵送による申請書は、平成 28 年 4 月 15 日までの消印のあるものに限り受け付ける。

オ イの場合において、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表等

(1) 合格発表

技能検定の合格者の受検番号を平成 28 年 9 月 30 日(平成 28 年 7 月 17 日に学科試験を実施する職種については、平成 28 年 8 月 26 日)に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。

(2) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 28 年 9 月 30 日以降(平成 28 年 7 月 17 日に学科試験を実施する職種については、平成 28 年 8 月 26 日以降)に書面で通知する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、1 級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から 1 級技能士章、単一等級技能士章、2 級技能士章又は 3 級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第182号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成28年度技能検定（随時実施）を次のとおり実施する。
平成28年3月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施職種

随時3級、基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、縫製、婦人服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、器具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、塗装、塗装、工業包装

2 受検資格

随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 17,900円

イ 実技試験の実施期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験の問題の公表

問題は、受検申請者宛に送付する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 学科試験の実施期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 学科試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内

電話 096-285-5818

(3) 受付期限

実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ イの場合において、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書面を同封すること。

6 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定の合格証書の交付

随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。

- 8 その他
不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第183号

県営和水西部地区（大平・矢部谷換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成28年3月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号

平成27年度くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。

平成28年3月4日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時
平成28年3月14日(月曜日)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階職員研修室
- 3 議題
(1) 第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）進捗状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)

熊本県収用委員会公告第2号

公 示 送 達

熊本県上益城郡御船町大字田代字戸ノ上1122番10及び同町大字田代字戸ノ上1122番11の登記名義人（亡）土田卯平の法定相続人

- (1) 土田 順子
居所その他送達すべき場所不明
- (2) 土田 繁雄
住所、居所その他送達すべき場所不明
- (3) 鹿野 正治
居所その他送達すべき場所不明
- (4) 堀内 長治
居所その他送達すべき場所不明
- (5) 田代 孝臣
住所、居所その他送達すべき場所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成28年2月29日付け熊収第96号の2の書類（熊収27第3号、第4号案件（田代案件）の裁決書）

（注意）上記書類を受領しないときは、平成28年3月22日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年3月4日

熊本県収用委員会会長 斉藤 修

天草不知火海区漁業調整委員会指示第164号

宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」という。）の資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

平成28年3月4日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 指示の内容
熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第43条の2（さんご類の採取制限）に規定する海域を除く。
- 2 指示の有効期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで。

熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。

平成28年3月4日

熊本県立装飾古墳館協議会
会 長 矢加部 和幸

- 1 開催日時
平成28年3月14日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
熊本県立装飾古墳館 集団学習室
- 3 議題
(1) 平成27年度事業実績について（装飾古墳館・鞠智城温故創生館）
(2) 平成28年度事業計画について（同上）
(3) 質疑・意見交換
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
熊本県立装飾古墳館
（電話0968-36-2151）

熊本県公安委員会告示第1号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、1の表熊本南警察署の部近見交番の項の改正規定は平成28年3月7日から、同表山鹿警察署の部植木交番の項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月4日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

1の表熊本南警察署の部近見交番の項交番駐在所名の欄中「近見交番」を「西熊本駅前交番」に改め、同項位置の欄中「近見一丁目」を「刈草一丁目」に改め、同表山鹿警察署の部植木交番の項位置の欄中「植木町植木」を「植木町舞尾」に改める。